

中城村第3子以降学校給食費補助事業について

1. 補助の目的

出生率の向上や保護者が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを促進するとともに、保護者の負担軽減を図るため。

2. 補助の対象者

- ・保護者及び本人が中城村内に住所を有する者。
 - ・学校教育法第1条および第2条に規定する小中学校、特別支援学校小学部・中学部に在籍している児童生徒が3名以上いる世帯のうち、第3子以降の児童生徒。(琉大附属や私立の小中学校を含む)
- ※要保護、準要保護児童生徒就学援助費および特別支援就学奨励費の認定を受けている世帯は対象外です。

例) 高校2年生から幼稚園生までの子供がいる世帯の場合

| | | | |
|-------|-------|---|--------|
| 高校2年生 | カウント外 | } | 補助は出ない |
| 中学3年生 | 第1子 | | |
| 小学4年生 | 第2子 | | |
| 小学2年生 | 第3子 | } | 補助の対象 |
| 小学1年生 | 第4子 | | |
| 幼稚園児 | カウント外 | | |

3. 提出期限及び提出先

提出期限…… **令和1年5月31日(金)**

提出場所…… 各小中学校事務室及び中城村教育委員会総務課

4. 認定方法



令和1年5月31日(金)までに
各学校事務室または、中城村
教育委員会に提出

8月下旬
・税金などの未納が無いか、
役場各課や給食センターへ
照会をし、審査を行う

9月下旬
・結果を学校、
給食センター、
保護者へ通知する

5. 補助額

中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱第4条に定める給食費の年額の75%を上限とする。
(例) 対象児童の第3子以降が小学校1年生の場合 ⇒ 給食費年額 ¥45,100×75%=¥33,825
よって、この場合は **¥33,825** が年間補助額となります。

6. 補助方法

教育委員会から給食センターへ、補助額を直接振込むため、保護者の方は月々の給食費の減額という形で反映されます。また、認定通知が届くまでは通常通りお支払下さい。
(琉大附属小中学校および私立の小中学校に関しては、保護者の口座に振り込みますので振込依頼書の提出もお願いします。)

お問い合わせ先
中城村教育委員会教育総務課 学校教育係
TEL:098-895-3276 FAX:098-895-6353